

大阪市告示第144号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年1月31日

大阪市長 横山英幸

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

そよら長原駅前

大阪市平野区長吉長原東二丁目2番35号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

SMFLみらいパートナーズ株式会社 代表取締役 上田 明

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

外1者

(3) 変更事項

① 大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）

（仮称）長原駅前商業施設計画

大阪市平野区長吉長原東二丁目442番7 他

（変更後）

そよら長原駅前

大阪市平野区長吉長原東二丁目2番35号

② 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

SMFLみらいパートナーズ株式会社 代表取締役 寺田 達郎

東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号

外 1 者

(変更後)

SMFLみらいパートナーズ株式会社 代表取締役 上田 明

東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号

外 1 者

(4) 変更年月日

① 令和 6 年 5 月 23 日

② 令和 6 年 6 月 1 日

2 届出年月日

令和 7 年 1 月 16 日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目 1 番 10 号 A T C ビル O' s 棟南館 4 階

(2) 期間

令和 7 年 1 月 31 日 (金) から 令和 7 年 6 月 2 日 (月) まで (日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和 7 年 6 月 2 日 (月)

(2) 提出先

上記 3 (1) に同じ

(經濟戰略局產業振興部產業振興課)